

7月21日は

参議院議員通常選挙

の投票日です

■問合せ 洞爺湖町選挙管理委員会へ役場内V(☎74-3000)

今 回の選挙は、北海道選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの投票になります。

選挙区選出議員の選挙は、候補者名を書きます。比例代表選出議員の選挙は、政党名または候補者名を書きます。

投票所への送迎車を運行します

投票をするために投票所に行く人を対象に、無料の送迎車を運行します。「投票したいが交通手段がない」「体が不自由で移動が大変」といった人は、ぜひ利用ください。車両手配の都合から事前申し込みを基本とします。

運行経路や時間の詳細は、「投票所送迎車の運行のお知らせ」を広報の配布に合わせ、各戸に配布しています。

で、確認ください。

投票時間・場所

投票時間は、7時から19時(一部の投票所は18時)までで、投票開始と終了1時間前にサイレンでお知らせします。投票所については、居住している地区によって異なりますので、投票入場券を確認するか選挙管理委員会に問い合わせください。

投票できる人

投票できる人は、洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている人で、投票日現在、洞爺湖町に住所がある人です。

●選挙人名簿の登録

今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成13年7月22日までに生まれた人で、平成31年4月3日までに住民

基本台帳に登録されている人です。

転入、転出、町内で異動した人

●最近転入した人

平成31年4月3日までに転入した人は洞爺湖町で投票できます。また、4月4日以降に転入した人は、前住所での投票となります。

●最近転出した人

平成31年3月2日以前に転出した人は新住居地で投票となります。

●最近町内で住所を移した人

令和元年6月20日までに新住所に異動届出をした人は、新住所の投票所で投票できます。

投票入場券

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、7月4日から郵送します。もし、お手元に届かなかつたり、不明の点がありましたら町選挙管理委員会に問い合わせください。なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失した場合でも投票ができます。期日前投票または投

不在者投票

病院や老人ホームなどに入所されている人や旅行などで町外に滞在している人は、不在者投票ができますので、町選挙管理委員会に問い合わせください。

■郵便等投票対象者

身体に重度の障がいがある人で、下の表に該当する人は、郵便による不在者投票ができますので、町選挙管理委員会に問い合わせください。

障がいなどの区分	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■代理記載投票

上記の「郵便等投票対象者」のうち、自ら投票の記載をすることができない人が選挙権を有するほかの人が代理記載する制度で次の人が対象者です。

障がいなどの区分	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

開票

票日当日、投票所の係員に申し出てください。

■日 時 7月21日(日) 20時から

■場 所 洞爺湖町役場3階 防災研修ホール

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などにより、投票所で投票できない人は、次の期間に期日前投票ができます。

①洞爺湖町役場ロビー

■期 間 7月5日～20日

■時 間 8時30分～20時

②洞爺総合支所会議室

■期 間 7月16日～20日

■時 間 9時から17時